

平成30年度
東京都アレルギー疾患対策検討委員会
会議録

平成31年2月15日

東京都福祉保健局

(午後2時02分 開会)

○堂菌環境保健事業担当課長 私は東京都保健福祉局健康安全部環境保健担当の堂菌と申します。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず1点御連絡がございます。本日、都庁の広報担当が取材に来ております。議題に入る前に撮影等がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、平成30年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それではまず、議事に先立ちまして、健康安全部長の高橋より御挨拶を申し上げます。

○高橋健康安全部長 健康安全部長の高橋でございます。

お寒い中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年度、平成29年度の当委員会では、東京都における総合的なアレルギー疾患対策の推進を図るための計画の策定に向けて、専門的なお立場から委員の皆様には、いろいろと御意見をいただきました。おかげさまで昨年3月に無事に東京都アレルギー疾患対策推進計画を策定することができました。後ほど御報告いたしますが、今年度は、その本計画に基づきアレルギー疾患対策に取り組んでいるところでございます。改めてお礼を申し上げます。

また、国から示されました医療提供体制の整備にかかわる通知を受けまして、昨年度の10月の検討委員会では、東京都における医療提供体制についての考え方をお示したところでございます。東京都では、アレルギー疾患を有する方が、状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、都におけるアレルギー疾患医療拠点病院などを中心とした診療のあり方など、アレルギー疾患ネットワークの構築に向けて検討を重ねてきたところでございます。

本日は、東京都アレルギー疾患対策推進計画の施策の取り組み状況及びアレルギー疾患医療の提供体制について、今後、予定している東京都の取り組みと具体的な医療機関の指定等について、御報告をさせていただきます。

限られた時間ではございますけれども、活発な御議論を賜りたいと存じます。そして、今後とも東京都のアレルギー疾患対策への御理解と、一層の御支援を賜りたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、会議次第がございます。委員名簿と座席表。それから、資料のうち資料2、A4横の左側にホチキスどめをしたもののみ紙で配付しております。あと、冊子が3冊ございます。東京都アレルギー疾患対策推進計画、ブルーのものです。あと、黄緑とオレンジなのですけれども、アレルギー疾患に関する施設調査、平成26年度と、オレンジ

のものがアレルギー疾患に関する3歳児全都調査、同じく平成26年度の報告書でございます。不足等はございませんでしょうか。

また、資料の1から11までございますが、あと参考資料は1と2がございますけれども、こちらにつきましては、ペーパーレスの取り組み推進のため机上のタブレットに入っております。先ほどの紙で配っております資料2についてもタブレットにも入っております。どちらでもご覧になりやすいほうで見ていただければと存じます。

実際に御説明している間に御不便等ございましたら、手を挙げていただければ係員の者がお席まで伺いますので、遠慮なくお手を挙げていただければと存じます。

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。お配りしております、検討委員会の名簿をご覧ください。御所属、役職につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは順に御紹介いたします。

岩田委員でございます。

○岩田委員 岩田でございます。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 大田委員でございます。

○大田委員 大田でございます。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 山口委員でございます。

○山口委員 山口です。どうぞよろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 駒瀬委員でございます。

○駒瀬委員 駒瀬でございます。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 赤澤委員でございます。

○赤澤委員 赤澤です。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 大久保委員でございます。

○大久保委員 大久保です。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 樺田委員でございます。

○樺田委員 樺田です。どうぞよろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 村山委員でございます。

○村山委員 村山です。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 鎌田委員でございます。

○鎌田委員 鎌田です。どうぞよろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 小野委員でございます。

○小野委員 小野です。よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 大橋委員でございます。

○大橋委員 大橋です。よろしく願いいたします。

- 堂菌環境保健事業担当課長 小林委員でございます。
- 小林委員 小林です。よろしくお願いたします。
- 堂菌環境保健事業担当課長 栗山委員でございます。
- 栗山委員 栗山でございます。よろしくお願いたします。
- 堂菌環境保健事業担当課長 武川委員でございます。
- 武川委員 武川でございます。よろしくお願いたします。
- 堂菌環境保健事業担当課長 北村委員でございます。
- 北村委員 北村でございます。よろしくお願いたします。
- 堂菌環境保健事業担当課長 オブザーバーの長嶺委員でございます。
- 長嶺委員 長嶺です。よろしくお願いたします。
- 堂菌環境保健事業担当課長 上田委員でございます。
- 上田委員 上田でございます。よろしくお願いたします。
- 堂菌環境保健事業担当課長 それから、本日は江藤委員、川上委員、小浦委員、森安委員、野村委員につきましては、御欠席の御連絡をいただいております。

事務局の紹介につきましては、お手元の名簿と座席表にてかえさせていただきます。そのほか本日は都の関係部署の職員も出席しております。

それでは、議題に移らせていただきます。これ以降の撮影などは御遠慮ください。それでは先に進めたいと思います。

まず、委員長の選出でございます。

平成30年7月末をもちまして、任期を終了した委員がございまして、その委員の皆様には引き続き委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

昨年度、委員長をお願いしておりました、岩田委員、副委員長をお願いしておりました、大田委員も、そのお一人でいらっしゃるため、改めて委員長及び副委員長の選出を行います。

本検討委員会の委員長につきましては、資料1にございます、検討委員会の設置要綱の規定によりまして、委員の互選により選出することになっております。

委員長の御推選をいただけませんか。赤澤委員、お願いたします。

- 赤澤委員 都立小児の赤澤ですけれども、本委員会の経緯を最初からよく御存じの岩田委員がよろしいかと思い推選いたします。

- 堂菌環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

ただいま赤澤委員から、岩田委員の御推選がございましたが、いかがでございましょうか。

(拍手)

- 堂菌環境保健事業担当課長 それでは、岩田委員に委員長をお願いいたします。

それでは、岩田委員長には副委員長の御指名をお願いいたします。

- 岩田委員長 ただいま御選出いただきました岩田でございます。よろしくお願いたし

ます。

昨年度と同様に、大田委員に副委員長をお願いしたいと存じます。

(拍手)

○岩田委員長 ありがとうございます。

○堂菌環境保健事業担当課長 それでは、岩田委員長、大田副委員長ということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、以降の進行につきましては、岩田委員長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○岩田委員長 それでは、次第に従いまして、本日の議事を進行させていただきます。

まず、情報公開についての確認でございます。

本委員会の情報公開に関する取り扱いについて、委員の皆様を確認したいと存じます。

まず①として、会議は原則公開とする。続きまして、また、議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上2点でございますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

議事に入らせていただきます。

本日の議題は三つございます。

一番目は、東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について。

二番目が、東京都におけるアレルギー疾患医療提供体制について。

三番目としまして、アレルギー疾患に関する3歳児全都調査・施設調査についてです。

まず最初に、議題の(1)でございますが、東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について、これを事務局から説明をお願いいたします。

○中村環境保健衛生課長代理 私はアレルギー疾患対策推進担当をしております中村と申します。私のほうから御説明をさせていただきます。お手元にあります資料2かタブレットのほうの資料2をお開きいただければと思います。よろしいでしょうか。

私のほうから、アレルギー疾患対策推進計画、平成30年度における施策の取組状況ということで、御説明をさせていただきます。

当計画は、施策の柱3本ございまして、そこに、それぞれ12の施策がぶら下がっている形になっております。本日は、その施策ごとに御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の施策の柱I「適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進」でございます。こちら施策1「患者・家族への自己管理のための情報提供等」についての取り組みですが、3つ主に概要としてはございます。

東京都アレルギー情報navi.による情報提供ということで、昨年度開設いたしましたホームページになりますが、こちらによる情報提供ということで、アレルギー疾患

に関する基礎的知識や対応、それから重症化や症状軽減のために不可欠な情報などの提供というところでござっております。今年度につきましては、東京都の花粉情報というのを、こちらのナビに統合いたしまして、皆様に利便性の高いものということで統合させていただきました。

取組の2つ目でございますが、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会の開催ということですが、都民向け抗アレルギー講演会を平成31年1月11日に開催し、受講者371人ということで、好評を得まして開催されております。これも毎年引き続きで行っている事業になります。

3つ目ですが、区市町村が実施する普及啓発への支援ということで、こちらについては、医療保健政策区市町村包括補助事業という事業がございまして、アレルギーに関する講演会ですとか講習会を開催する区市町村へ費用を支援させていただくという事業になっております。この包括補助事業を御希望されている区市町村については、今年度については5区市ございまして。

講演会等への専門医等の派遣ということで、こちらの施策自体が福祉保健局、それから病院経営本部で実施するという形が主管局となっておりますので、こちらについては病院の先生が主な活動、取り組みをされているということになります。区市町村や保健所、NPO団体などから、実施の派遣の要請があった講演会などへ医師、またはコ・メディカルの派遣ということで取り組みをされているということでございます。

引き続きまして、2ページ目をご覧ください。

施策2の「大気環境の改善」ということです。こちらは環境局が主管局ということになります。取り組みとして3つ大きく挙げられています。

まず、工場、事業所によるばい煙等の排出についての法令に基づく届け出の指導、審査を行うとともに、必要に応じて立ち入り検査を行うということになっております。30年度も、その届け出、それから立ち入り指導というところでございます。

2つ目なんですけど、2つ目は条例に基づく低公害・低燃費車の導入に対する助成、それから、条例に基づくディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策ということになっております。30年度の取り組みといたしまして、自動車環境管理計画書・実績報告書を事業所から受理しております。

それから、低公害・低燃費車導入の補助ということで、こちらに挙がっておりますようなものを対象に行っています。それから、低公害・低燃費車導入義務ということで、導入率というのを計画に基づいて、事業所に対して義務化しております、そちらを計画的に実施しているということになります。

すみません、こちらの2番目の一番最初の「〇ディーゼル車規制」というところの一番初めのところの丸なんですけど、書面の紙で見ていただいたところ、2ポチ目のところに固定カメラの常時撮影、それから、移動カメラ撮影というところが削除されております。これは昨年度まで実施されていたのですが、今年度につきましては、固定カメラで

はなく移動カメラ撮影個所の増設ということに転換しているということになりますので、こちらの2ポチ目は削除させていただいたということになります。ちなみにタブレットのほうについては、こちら削除させていただいておりますので御了承ください。

3つ目の取り組みですが、大気汚染物質の常時測定・監視、それから公表ということになっております。大気環境の常時監視を行い、測定データをホームページなどでわかりやすく公表しているという取り組みを行っております。

続きまして、次のページ、施策3になります、「花粉症対策の推進」ということで、産業労働局、環境局、福祉保健局が主管部局となります。取り組みは大きく3つになっております。

1つ目ですが、スギ・ヒノキ林の主伐。それから、花粉の少ない杉苗木等の植栽ということで、森林循環促進事業ということで行っております。

それから、2番目のところが、針葉樹と広葉樹の混合林化による花粉飛散の削減ということで、多摩の森林再生事業、それから、水の浸透を高める枝打ち事業という事業の中で取り組みを行っております。

それから3つ目です。花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供ということで、花粉の飛散状況等の観測、それから解析の取り組みを行っております。スギ・ヒノキの飛散花粉状況については、都内で定点の測定地を設けまして実施をしておりますが、こちらで得られましたデータをもとに解析を行っております。こちらが花粉症対策委員会などを開き、本日も御参加いただいております、大久保委員、村山委員、川上委員にも、お力添えをいただきながら、専門的な御意見をいただきながら解析を行っております。そうしたものを飛散開始時期等に関する報道発表ですとか、ホームページによって情報提供をさせていただいております。

それから、花粉の飛散状況に関する情報提供、ホームページ、先ほども申し上げましたけれども、アレルギー情報navi.に統合しながら提供しているというのを今年度、行っております。

それから、花粉症に関する情報提供、普及啓発なのですが、「花粉症一口メモ」というパンフレットを毎年作成し配布しております。それから、ホームページのほうにも情報を掲載しながら、広く情報提供を行っているというところでございます。

続きまして、次のページをおめくりください。

施策4「アレルギー表示など食品に関する対策」についてでございます。こちらは保健福祉局が主管局となります。取り組みについては大きく4つになっております。

まず、食品の製造・販売事業者等の監視指導、食品検査によりアレルギー表示の適正化ということで、アレルギー表示を正しく行うための取り組みとして30年度、こちらに挙がっております食品のアレルギー検査などを都保健所及び健康安全研究センターにて行っております。また、違反食品などがあった場合に事業者による自主回収などが行われた際に、回収の促進を図るためにも、ホームページなどを活用して都が自主回収情

報を広く周知するようなことも行っております。それから、適正表示推進者育成講習会、適正表示推進者フォローアップ講習会ということで、人材育成としての講習会などを開催しております。

それから2つ目なのですが、製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止のために食品製造業に対する監視指導、アレルゲン検査ということを行っております。こちらについては、健康安全研究センターのほうで食品衛生法、食品表示法に基づく食品アレルゲン検査を実施しているところでございます。

3つ目なのですが、表示義務の対象外でもあります、給食施設や飲食店などの食品関係業者が安全に食の提供をするためのアレルギー対応に対する相談への必要な助言、指導も行っております。こちらは保健所で、給食施設それから飲食店などの監視指導、それから食品のアレルゲン検査、食物アレルギーに対する相談を適宜に行っているということになっております。

また4つ目なのですが、飲食店等における消費者へのアレルゲンに対する適切な情報提供の支援ということで、飲食店向けの食物アレルギー講習会を開催して理解を深めていただきながら、適切な情報提供ができるように支援しているという取り組みでございます。それから、食品衛生推進員、食品衛生自治指導員向けにも講習会を開いております。また、資料として「食物アレルギー対策に取り組みましょう」というコミュニケーションツールなどのついた資料を作成して周知しているというところでございます。

続きまして、施策5に移らせていただきます。「生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等」というところでございます。こちらについては大きく2つ取組概要をまとめさせていただきます。

1つ目が、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発ということでございまして、ホームページ、東京都アレルギー情報n a v i . により室内環境対策などの情報提供を行っております。また、先ほど申し上げましたように、「花粉症一口メモ」パンフレットの配布、それから、「赤ちゃんのための室内環境」というリーフレットをつくりまして、新生児を迎える御家族向けに市区町村を通して配布いたしております。それから、「住まいの中のアレルゲン対策」というパンフレットを作成いたしまして、区市町村の大気汚染医療費助成の窓口を通して申請者に配布しているというところでございます。こちらが室内環境を中心にした取り組みになっております。

それから、受動喫煙等による健康影響や禁煙希望者支援に関する取り組みとしまして、「とうきょう健康ステーション」というホームページがございしますが、こういうところを通して禁煙治療を行う医療機関の情報ですとか、それから都民にわかりやすい内容で、喫煙、受動喫煙に関する内容、最新の情報を発信しているところでございます。また、改正健康増進法、それから東京都受動喫煙防止条例及び東京都子どもを受動喫煙から守る条例に関する普及啓発も行っておりまして、ポスターやリーフレットによる普

及啓発、それから、講演会の開催などを通して、広く知っていただくというところで行ってまいります。

具体的には、中学生向けの喫煙防止リーフレット「健康な未来を決めるのは誰」ということで、都内の全中学1年生に配布。それから未成年者の喫煙防止ポスターコンクールなどを行いまして、喫煙防止に関する関心を高めていただくという取り組みをしております。また、大学生向けに、喫煙、受動喫煙の健康影響に関する意識向上のための取り組みも行っております。初回喫煙年齢の6割を占める大学生向けに口座を開いたり、ワークショップ、イベントなどを行っているということになっております。

それから、次がアレルゲンや増悪因子の除去軽減対策に関する情報提供等ということで、室内環境対策の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」を活用した研修などを実施しております。これは社会福祉施設等、また、それぞれ保健所などでも日常業務で行っている講習会の機会などを通して周知をしているというふうになっております。それから、アレルギーに関する記載を、この指針の中から抜粋した健康・快適居住環境の指針の分冊版もつくっております。そちらを情報ルームですとか、それから都の保健所の窓口で配布させていただいております。これが施策の柱のI番のところの取り組みになります。

引き続きまして、施策の柱のII番「適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進」ということで、施策6「医療従事者の資質向上」というところをご覧ください。

こちらの取り組みは大きく5つになっております。先ほど高橋部長の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、国の通知を受けまして医療提供体制についての検討を進めておりまして、その取り組みとしまして、こちらにまとめさせていただいております。

医師向け研修会の実施による専門的な知識の普及と技能の向上ということで、医師会で御協力をいただきながら行っている医療従事者向けの研修会。それから、今後アレルギー疾患治療専門研修ということで開催を予定しております医療従事者向けの研修について、昨年度に増して取り組みを実施する予定でございます。

それから、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師の育成ということで、こちらは病院経営本部のところで行っております。東京医師アカデミーにおいて医師の育成の中で、アレルギー疾患について研修を実施していただいているところでございます。

それから、薬剤師、看護師、栄養士などに関する研修の実施ということで、こちらで行っております相談実務研修、成人のアレルギー相談実務研修の中で対象としながら知識の普及を図っております。それから、救急隊員に対するアレルギー疾患対応への自己注射が可能なアドレナリン製剤の取り扱いについての教育というところで、消防庁の中におきましても取り組みを行っていただいているところでございます。それから、情報提供、医療従事者に関する情報提供ということで、ホームページなどによる情報提供というところも行っているところです。

続きまして、施策の7です。専門的医療の提供体制の整備なのですが、幅広い診療領

域に対応が可能な拠点病院の選定を行い、ネットワーク構築、それからネットワーク参画病院と地域の医療機関が連携できるような体制の整備ということで、これから御説明もさせていただきますが、拠点病院、専門病院の指定をさせていただきながら、そうした病院を中心としながら医師会の御協力なども得ながら連絡会を開いて、今後、検討を進めていく予定でございます。

それから、施策の8番に移らせていただきます。こちらでは医療情報提供ということで、アレルギー情報n a v i . のほうに医療に関する情報について、もう少し詳しいものを今後、載せていけるように検討しているところでございます。31年度には情報提供実施予定というふうに考えております。それから、医療情報の提供については、東京都では「ひまわり」という制度がございますので、こちらも活用しながら情報提供させていただいているということになっております。これが施策の柱Ⅱ番です。

次に、施策の柱Ⅲ「生活の質の維持向上を支援する環境づくり」というところになります。こちらについては、新しいというよりは、これまで行ってきた事業ということになりますので、ざっと御説明させていただければというふうに思います。

施策の9番は多様な相談に対応できる体制の充実ということで、患者やその家族の支援者に対する相談のノウハウの提供ということで相談実務研修、それから保健所のアレルギー対策事業ということで開催しております。それから保健所において、アレルギー疾患の予防や管理、それから室内環境などに関する相談への対応ということを行っております。

次の3つ目のところなのですが、区市町村が中心に今アレルギーなどを行っているところなのですが、保健所や区市町村の保健師、栄養士などに技術的助言ということで、健康安全研究センターのほうでも御相談に乗っております。それから、アレルギー相談事業への支援ということで、包括補助事業ということで個別相談を行う区市町村の支援ですとか、それから、こちらは研修を行ったり情報提供をしていく上でも、国が設置しているアレルギー相談センターや家族会などと連携しながら、相談に当たらせていただいております。

次、施策10になります。「社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上」ということで、取組概要としては大きく3つになっております。

緊急時の対応研修ということで、社会福祉施設に対して毎年行っておりますが、かなり好評を得ております。それから、昨年度については「緊急時対応ガイドブックDVD付」というものを作成いたしまして、配布しまして、こうしたものを使いながら地域の職員に対して研修資材を提供しているところでございます。

それから、学校の取り組みといたしましては、教職員を対象とした研修を、それぞれ管理職、学校栄養職員、それから養護教諭、担任などを中心に行っております。AEDの使用法情報など、緊急時の対応としまして、消防庁のほうでも都民を対象にした救命講習の実施ということを行っております。

引き続きまして、施策11をご覧いただければと思います。こちらについてはまず1つ目のところが、教育庁の取り組みではございますが、アレルギー検討委員会の開催ということで、公立学校における食物アレルギー検討委員会の開催を行っております。これは昨年度から新規で開催実施されることになった会議として、関係機関との連携をテーマに協議を図っています。それから、「学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット・ヒント事例集」を印刷し、配布するというも行っております。

それから、生活文化局のほうでは、公立幼稚園などへ講演会、こちらで行っていますアレルギー疾患の講演会の周知なども行っていただいております。

それから、緊急時の組織対応のための体制整備への支援ということで、こちらに並んでおります研修会ということで、昨年と引き続き行わせていただいております。

次のページが区市町村の支援ということで、こちらで行っております緊急時対応の資料の提供、それから包括支援事業における区市町村への支援、それから保育現場におきまして、やはり特別保育事業推進加算ということで、保育サービス推進事業というのがございます、それから保育力強化事業ということで、こちらも包括事業になるのですけれども、対象がそれぞれ違うのですが、アレルギーに対する取り組みについて支援をするという取り組みが行われております。

最後に、施策の12「災害時に備えた体制整備」としまして、平常時から災害発生時における対応の普及啓発ということで、研修の機会などを活用しながら普及啓発を行っております。あとガイドブックにも、災害についての掲載、それからナビへも災害についての掲載をさせていただきまして、普及啓発を図っているところでございます。

それから、「避難所の管理運営指針」というのも、昨年改訂されておまして、今年度はその周知という取り組みもしております。また、アレルギー用の調整粉乳、それからアレルギーに配慮した食料の備蓄ということで、こちらについても食品なども検討しながら備蓄を進めているというところでございます。

雑駁ではございますが、取り組みについては以上になります。

○岩田委員長 ありがとうございます。

かなり量の多い資料でございましたけれども、特に何か御意見、御指摘、御質問等ございますでしょうか。

赤澤委員。

○赤澤委員 都立小児の赤澤ですけども、アレルギー情報n a v i . は非常に情報が豊富でいいものができてきたのですけれども。厚労省もアレルギーポータルというのをつくって、同じように始まっているわけですけども、せっかくつくったホームページですので、情報というのはやはり常に更新されなければいけないですし、古いのが残っているとよくないので、その辺の更新のタイミングとか、どういうふうに更新していくかという、その基準とか方針。あと、どこが一番見られているかという分析。そういうデータをこういう委員会の場で少し示していただいて、どこを重点的にやるかと。こういう

大きい委員会でやるのか、もう一つ下部組織をつくって、そこで、そういったアレルギー情報navi.を少し分析できるような体制をつくっていかということを考えてもいいのかなと思いました。

○岩田委員長 ありがとうございます。

アレルギー情報navi.については、すみません。私はあまり見ていないのが実情で、それで逆にお聞きしようかなと思っていたのですけれども、いろいろなガイドラインが公表されている場合は、それは載せるということだと思いますが、都が独自につくった指針など。それから、研修会の資料、これらも載せるのでしょうか。要するに情報の更新ということで、一言お願いできたらと思います。

○中村環境保健衛生課長代理 都でつくっております資料、資源につきましては、こちらのアレルギー情報navi.のほうに掲載させていただいております、冊子でなくても皆様が活用できるようには工夫しております。

あと、関連各局ですとか学校におけるものとか、それから保育所におけるガイドラインですとか、そういうものについても、リンク先から見られるようにつなぐという工夫はしておりますので、ぜひ御活用いただければというふうに思います。

○堂菌環境保健事業担当課長 補足させていただきます。更新のタイミングにつきましては、特に月に数回は新着情報の更新をしております、私どものほうで新しい情報が来たら集めるようにしているのですが、情報を発信してくださる学会等の新着情報にリンクを貼らせていただいて、随時更新をさせていただいております。

また、アレルギー情報navi.自体の更新につきましては、この検討委員会の下部組織というのでしょうか、部会がございまして、そちらのほうでもまた先生方に御協力をいただいて、チェックしていただくなどの形で情報が古くならないようにということで気をつけていきたいと思っております。

○岩田委員長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

○北村委員 これによりますと、12ページの柱の相談できる体制の充実というところなんですけど、大体、何件ぐらいの相談があるのかなと、利用されているのかなというふうに思ったんです。例えば、13ページの栄養士等の職員に対する技術的援助というのは、どれぐらいの相談、ほかのものもそうなんですけど、あるのでしょうか。5番のとか。

○岩田委員長 恐れ入りますが、何ページですか。

○北村委員 12ページとか13ページの相談体制の充実というところで、いろいろな相談体制をつくってくださっているようなんですけど、それがどれぐらい活用されているというか、相談がどれぐらいあるのでしょうかと。

○岩田委員長 いかがでしょうか。

○岩城環境保健衛生課長代理 保健所のほうでは、住まいに関する相談等お受けしており

ます。平成29年の実績になりますけれども、花粉症については東京都の保健所で受けた相談件数は、花粉症について5件、アレルギーに対して2件、アレルギーの増悪にかかわるような有害化学物質については22件、その他の空気やカビ等については29件というような相談件数になっております。

○岩田委員長 ということですが。

○北村委員 ありがとうございます。

ということは、あまり活用されていないということでしょうか。活用されていないのであれば、せっかくこういう相談事業をしてくださっているのに、なぜ活用されないかというのを御検討いただいて、活用されるような相談体制をつくっていただきたい。

例えば、相談に乗る方の人材の問題とか、内容の充実とか、相談をする方の希望するような相談に対応できているのかということなどをお願いしたいなと思います。

せっかくいい相談体制とか、相談する方の人材育成とかをしていらっしゃるの、よろしくをお願いします。

○栗山委員 質問ではなくて意見でもよろしいでしょうか。

○岩田委員長 どうぞ。

○栗山委員 次の14ページの2番の管理職を対象とした研修の実施というのがございますが、この場合の管理職って、大体どこら辺のことを言われているのでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 これは学校のことなので、いわゆる校長先生とか入っています。

○栗山委員 そうすると、東京都では対象としている管理職って、どれぐらいの人数がいらっしゃるのでしょうか。

○大栗地域教育支援部 傍聴で本日参加させてもらっております、教育庁地域教育支援部の大栗と申します。

当課において、この研修等を企画させていただいております、都内に公立小、中、高で約2,000ほどございます。大体、校長、副校長と単純に1名ずつと、ざっくりと計算上考えますと、4,000名程度の対象がおりまして、例年500名程度の御参加をいただいているようなところでございます。こちらにつきましては27年度から開始している研修でございます。

○栗山委員 ありがとうございます。

実は私どもの相談の中に、食物アレルギーがメインなのですがけれども、対応して下さる担任の先生は一生懸命やったださるのですが、なかなか管理職の方までが御理解いただけなくて、担任の先生が一人で頑張ってくださっている。ほかの応援がないために、その先生がつぶれかけているというような御相談もあったりして、それが割合としては少ないのかもしれませんが、実際にそういう御相談が私のところにあつたのは2件だけなのですがけれども、そういう声はよく聞くのですね。

それで、学校ですので体制があると思うので、ただ話をするだけじゃなくて、そうい

う人が来たら、どうサポートしてあげればいいのか、担任はどうサポートしてあげればいいのかとか、何か見えるような、自分のすることが見えるような研修というか、ぜひお願いしたいなと思いました。

○赤澤委員 私も公立学校のアレルギー対策委員会のほうでも参加させていただいて、また、こういった研修のほうもしているのですけども。やはり全部の管理職の方が出ているわけではなくて、話に聞くと、また患者さんからも聞いて、抜けている学校は抜けていて全然やってないとかって確かにあるわけで、これを徹底するのは悉皆研修をやらないと難しいのかなと思って、その委員会でも、こういう提案をさせていただいています。

何らかの方法で管理職の方が、そういった研修に出て来られるような仕組みというのをつくっていかなくてはいけないと思いますので、こういうこの委員会ですとか、今後設置されるような連絡協議会の中で、東京都の条例か何かをつくっていただいて、管理職はそういうのに必ず出てくださいというふうにしていかないと、結局その抜けた1校で事故が起こるということがあり得るわけです。それを防ぐためには何らかの方法が必要だとは思っております。

○岩田委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見を賜りました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○駒瀬委員 聖マリアンナ医科大学の西部病院の駒瀬でございます。

災害時の運営の指針のところなのですけれども、昨年、信州大学の藤本先生と御一緒に本を書かせていただいたのですが、この東京都のここに書いてある「避難所管理運営の指針」というのは、どこを見れば確認ができるかを教えていただきたいのですけれども。

○中村環境保健衛生課長代理 ホームページで公開されているのですが、福祉保健局の災害対策のほうのホームページからも入れますが、詳しくは確認をしてみないと何とも言えないのですが、ホームページには掲載されています。

○駒瀬委員 わかりました。確認をしてみます。ありがとうございます。

○栗山委員 今のことで。職員というか東京都の方も、どこに掲載してあったっけということではなくて、まさにこういう災害時に備えたアレルギーのという部分もあるので、そこだけ取り出すというのでもいいので、アレルギー情報n a v i . のほうに特にお願いしたいと思います。

○中村環境保健衛生課長代理 アレルギー情報n a v i . のほうからも、リンクがいているのですが、新しいのに変わったところに行けるそうです。担当の者が言っています。ナビのほうから災害のところのリンクが貼ってありますので、そちらからぜひ行っていただければというふうに思います。

○岩田委員長 ありがとうございます。

この情報n a v i . に期待するがゆえに、いろいろな詳しい情報も欲しいということだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○赤澤委員 少し前に戻るかもしれませんが、これはどこで出したらいいのかわからないのですけれども。この委員会が設置されていますけれども、今後、都道府県のアレルギー疾患医療連絡協議会というのを設置しなさいというのが、厚労省の法律の規定であるのですけれども、その委員会と、これはかなりダブったところがあると思うのですけれども、この話をどこでやっていいのかわからなかったので、今、先に聞きたいのですけれども。どういうふうになっていくかと、その説明をいただけたらと思いました。

○堂菌環境保健事業担当課長 まさに国のほうで、そういう協議会を設置しなさいという通知が出ているのですけれども、赤澤委員がおっしゃるとおり、この東京都のアレルギー疾患対策検討委員会、まさにその要素を満たしておりますので、基本的に、このアレルギー疾患対策検討委員会が、国で設置しなさいと言っている協議会という性格を持つということで整理させていただいております。

○赤澤委員 そうしますと、今後は指定される拠点病院の先生、管理者の方、担当者の方とか、教育関係の方が、今、傍聴席に大栗さんがいらっしゃるだけなので、教育の方がちゃんと入って来ないといけないんですね。学校関係のほうもきちんとやりなさいということもありますし、そこで何をやっているかということ非常に大きな問題だと思いますので、その辺をどのタイミングで入っていただくかということはいかがなんでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 ちょうど拠点病院の指定をいたしますので、そのときにあわせて検討させていただきたいと思います。

○岩田委員長 非常に貴重な御意見で多分、今年のこの会でも、赤澤委員から教育関係者をというような御意見はあったかなと思いますけれども、それも含めまして、国の要求することに対して対応できるような形で御考慮いただければと思います。

それでは時間も押してまいりました。次の議題に移りたいと思います。

議題2としまして「東京都におけるアレルギー疾患医療提供体制について」、これにつきまして、いろいろな御意見を昨年度来いただいているわけですが、本日、具体的な拠点病院等の報告をしていただくということでございますので、説明をお願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 それでは資料3、医療提供体制の整備についてをご覧ください。

この資料は、左側に国から示されました通知の要点が書いてございます。

基本的に都道府県拠点病院の役割として、国のほうで定めておりますのが、ここにありますように大きく5つありまして、まず診療、診断が困難な症例や重症難治性のアレルギー疾患患者に対する複数診療科の連携による診断治療。あと患者さんや家族の方、あと住民の方への情報提供。それから人材育成として、医療従事者の知識の向上や技能の向上に関する研修をやる。あとコ・メディカルの方、もしくは学校、児童福祉施設等のいわゆる職員に対しての講習等に協力していただくようなこと。それから、あとは研

究、都道府県もしくは全国で行われるような調査に関しての協力。あと学校や児童福祉施設等に関しての助言、支援ということでございます。

右側に移っていただきますと、都における体制整備の方向性が書いてございます。東京都におきましては、実は国のほうでは各都道府県につき原則として1、2カ所制定すればよいということになっているのですけれども、東京都の場合はたくさん病院もございますので、いわゆる拠点病院と、あと専門病院ということで、2つのカテゴリーで病院を指定したいというふうに考えております。

基本的な拠点病院は、ここにありますように国の通知に沿っているのですけれども、右側の上のほうに囲みがございますけれども、小児から成人まで幅広い領域の疾患に関して対応するというところでございます。専門病院については、内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科の各個別領域について、専門的な医療を提供するというところでございます。基本的な診療における専門性につきましては、拠点病院と専門病院について変わりはございませんで、拠点病院の役割は、その中でいわゆるネットワーク構築の中心的な役割を任せていただくというようなことになってございます。

そのような形で指定されました拠点病院、専門病院と地域の医療機関とで連携を行いまして、情報提供という形で、都民の方々、患者、家族の方々に還元できればというふうに考えております。そのような仕組みづくりのために拠点病院、また専門病院、あと国の中心拠点病院から医師会等の御協力をいただきまして、拠点病院等連絡会というものを指定の後、開かせていただいて、いろいろな個別課題について協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それでは次、資料4の要綱と資料5の選定要領についてでございます。

今、資料3で御説明した内容の具体的な規定が資料4の実施要項でございます。また、この後、別の資料で御説明しますけれども、資料5はいわゆる拠点病院の選定の要件等を書いたものでございます。

先に資料6をお開きください。アレルギー疾患医療拠点病院等の指定に係るスケジュールでございます。

まず、公募につきまして、昨年11月から12月にかけて公募をいたしました。それで審査を行いまして、これはこの後御説明いたしますけれども、2月6日に開催した拠点病院等の検討部会において、指定要件等の適合の審査を行っております。本日、それについて御報告をさせていただくということでございます。最終的に、知事の指定ということで手続をさせていただきまして、2月下旬に公表をするというところまでもっていききたいというふうに考えてございます。

それでは資料を変えていただきまして、資料7の指定要件のファイルをご覧くださいながらお聞きいただければと存じます。拠点病院、専門病院に、どのような指定要件をつけたかということでまとめたものがこちらの資料でございます。

先ほど冒頭のほうで御説明いたしましたとおり、拠点病院等につきましては2種類あ

りまして、いわゆる拠点病院と専門病院でございます。昨年度の検討委員会のときに、もともと拠点病院と診療連携病院という形で御説明をしておりましたが、そのとき診療連携病院という名前を付しておりましたが今回、正式には専門病院という形の名称に変更してございます。考え方を変えたということではございません。

まず、診療体制についてなのですけれども、大きく言いますと、拠点病院につきましては、資料5の選定要領のところの5ページと6ページに別表1と2というのがあります。こちらの要件、まず別表1なのですが、資料5の選定要領の5ページにございますが、拠点病院、専門病院、それぞれそうなのですけれども、いわゆる診療領域が5領域ございまして、内科系、小児科系、皮膚科系、耳鼻咽喉科系、眼科系と5領域でございますが、ここに定めております、この診療要件に関して、全てそれぞれの各科が診療可能でなければいけないという要件を課しております。

あちこちについて恐縮ですけれども、資料7の指定要件のほうに戻っていただければと存じますが資料7の指定要件のファイルをご覧ください。

診療体制の拠点病院の左上の1のところ、専門医療等の提供のところに書いてございます(1)内科系及び小児科系領域において、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能という、この別表1は先ほどの表でございます。まず拠点病院は、内科系と小児科系が必ず両領域とも別表1に掲げられた検査・治療が全て可能であるということが要件になっております。また、それに加えて、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科領域のいずれか1つ以上の領域において、先ほどの別表1に掲げられた基準を満たしているということを求めています。

あと、2番目に医師の配置とございます。医師の配置なのですけれども、同じように拠点病院につきましては、内科系、小児科系で必ず常勤の指導医、ここで言います指導医は日本アレルギー学会が認定するいわゆるアレルギーの指導医でございます。こちらを必ず常勤で配置するということを求めています。それからあと、患者指導を行う看護師等の配置についても規定をしております。

専門医療に関しての提供、先ほどの検査ですとか治療が全て可能であるということですとか、いわゆる常勤の指導医がいることですとか、通常の診療時間帯において、専門医、これも同じく日本アレルギー学会が指定する専門医が診療できる体制を持っているということを要件にしているという意味では、この拠点病院、専門病院に変わりはございません。同じ要件を付しております。

医療従事者の育成のところは少し違うのですけれども、基本的に医療従事者の育成には協力していただきたいわけなのですけれども、拠点病院にはいわゆる医療従事者の育成に関して研修を実施していただくということがございますので、要件としては拠点病院、専門病院共通なのですけど、日本アレルギー学会認定の専門医教育研修施設であることを求めています。

ですので、基本的に拠点病院も専門病院も日本アレルギー学会が認定する専門医教育

研修施設であることということが要件になっており、かつ先ほど申し上げた診療が全部できるということ、あと医師を配置していること。これが大きな要件になっておりまして、これをそれぞれ満たしているということになります。

それが拠点病院については、内科系、小児科系についてそろっており、かつそれ以外の領域もそろっているということですが、専門病院はそれぞれ内科系、小児科系、皮膚科系、耳鼻咽喉科系、眼科系、それぞれの各領域について、各要件がそろっていればよいということを要件にしております。

あと肝心なところなのですけれども、情報提供及び普及啓発となりますが、診療機能に関して情報提供ということで、実際には選んだだけでは始まりということなので、どういう診療を実施可能であるかと。専門性の高い診療でございますので、その範囲等について、情報提供に各拠点病院、専門病院に御協力いただいて、それを先ほどのアレルギー情報 *n a v i* . で公表していくというようなことをしていきたいと思っております。それについて同意してくださることを要件として定めております。

駆け足で御説明をさせていただきましたが、概要については以上でございます。資料がたくさんございますので、また後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

○**岩田委員長** なかなか要件が絡み合っている部分がございますので、少しわかりにくいところもあったかと思っておりますけれども、いずれにしても、拠点病院というのは、内科、小児科を基盤として、そのほかの科においても、指導医、専門医がいるということが一番大事でございますので、専門病院については、どのいずれかの科において専門的な診療が提供できるということが一番大きな区別かと思っております。

小児系については、特別強調はされませんでしたけれども、いわゆる小児病院という形で、小児系の複数の診療科において専門診療が可能であるということでございます。よろしいでしょうか。

では、次の具体的な拠点病院等の状況について、御説明いただければと思います。

○**堂菌環境保健事業担当課長** それでは、資料8、拠点病院等の検討部会の議事要旨をご覧ください。

先ほどスケジュールのほうでも御説明いたしましたけれども、手続といたしましては、公正性を期すために、検討部会でまず検討をしていただきまして、本日、御報告をさせていただくということでございます。

この検討部会につきましては、会議及び会議録につきましては、この検討部会の設置要綱第7の規定によりまして、本来は原則公開となることなのですが、出席委員の過半数が議決したときは公開しないことができるとなっております。

今回、この部会において取り扱う案件につきましては、申請された医療機関の細かい情報がございましたので、不利益に当たることがないように配慮が必要との御意見をいただきました。個別の病院の情報を取り扱う部分につきましては、議事録も含め非公開となっております。このような形で議事をしているということを御報告させていただきます。

す。開催は2月6日でございます。

議事内容は、まず拠点病院の選考につきまして、4病院を選定いたしました。また、専門病院については13病院を指定しております。

ファイル一覧に戻っていただきまして、次の資料9をお開きいただきますと、具体的な一覧を載せております。読み上げさせていただきますけれども、まず拠点病院は4病院でございます。先ほど岩田委員長から補足していただきましたけれども、拠点病院につきましては、いわゆる一般型と小児型と2つございます。

一般型病院については2病院で、東京慈恵会医科大学附属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院、小児型につきましては国立成育医療研究センター、こちらは国の中心拠点でもございます。あと都立小児総合医療センターでございます。

専門病院につきましては13病院でございます。内科につきましては、慶應義塾大学病院、東京女子医科大学病院、同愛記念病院、昭和大学病院、日本大学医学部附属板橋病院、帝京大学医学部附属病院、都立多摩総合医療センター、国立病院機構東京病院、結核予防会複十字病院でございます。

小児科につきましては、同愛記念病院、昭和大学病院、東海大学医学部附属八王子病院、公立昭和病院、東京慈恵会医科大学附属第三病院。

皮膚科につきましては、日本医科大学附属病院、耳鼻咽喉科につきましても、日本医科大学附属病院でございます。

残念ながら、眼科につきましては該当がございませんでした。

それでは、資料10をご覧くださいと存じます。こちらにつきましては、東京都アレルギー疾患医療拠点病院と専門病院のいわゆる医療広告についてでございます。医療法に定められている規定によりますと、自由に広告はできないということになっておりまして、都道府県の知事の定める事項として、公示をしないとイケないということがございます。特に東京都のアレルギー疾患医療拠点病院につきましては、国のほうで定めておりますけれども、東京都はアレルギー疾患医療専門病院につきましては、都として独自に指定しますので、どちらについても、基本的には東京都が公示の手続きをとりまして、この2つの名称につきましては、広告ができるようにしたいというふうを考えております。

この資料10の下のほうにございますけれども、医療広告のガイドラインによりまして、各都道府県における診療に関する学識経験者の団体、または都道府県医療審議会の意見等を聞くなどにより、関係者の合意形成に努めるようにして、この広告をするときには手続きをとるようというように定められておりますので、今回お諮りをしております。

こちらにつきましては、患者さんを初め都民の方が医療機関を選択する際の検討材料になるということで、検討部会のほうでも御意見をいただきました。アレルギー疾患対策検討委員会にもお諮りいたします。

また、ファイル一覧に戻っていただきまして、先ほどの資料8、議事要旨に戻っていただいでよろしいでしょうか。

先ほど飛ばせていただきましたけれども、その他のところをご覧いただければと存じます。議事内容の(3)その他のところでございます。

先ほどの2月6日に行われました検討部会でいただいた御意見をまとめたものでございます。まず、拠点病院、専門病院に関する意見といたしましては、拠点病院、専門病院の医療機関名を公表する際は、専門的な医療提供が可能ないわゆる診療領域、診療科を明示した方がよいということでございます。あと、拠点病院、専門病院につきましては、重症・難治性疾患の患者さんを診るという役割がございますので、診療機能の向上を図っていただきたいということですか、指定した後も病院から提出される実績報告、これ毎年実際に出してくださいということで要綱上決めておりますけれども、こちらをもとに拠点病院及び専門病院としての資質が保たれるように検証していくべきであるのご意見をいただきました。こちらについては、国の検討委員会等でも同じような意見が出ていまして、都の検討部会でもいただいております。あと、診療ネットワークに拠点病院や専門病院として参加する医療機関、先ほど御紹介いたしましたけれども、さらに増やしていくほうが都民の利益にもよいと考えると。特に多摩地域については、専門性を有する病院には、さらに応募してもらえようような取り組みを検討してもらいたいというような御意見をいただいております。

広告につきましては、先に御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

御説明としては以上なのですが、アレルギー疾患対策検討委員会について、この広告の可否につきまして、お諮りをさせていただきたいと思っております。医療提供体制につきましては、やっとな拠点病院、専門病院の指定という手続が進んでまいりましたので、部会においても、いろいろ御意見をいただいておりますが、まずはこれを一步といたしまして、皆様方の御意見をいただきながら、また、今後課題にも対応していきたいと考えております。

御説明としては以上でございます。

○岩田委員長 ありがとうございます。

まず、この広告に関しまして、この委員会として、何か御意見、御指摘等ございませうでしょうか。どうぞ。

○武川委員 武川でございます。

広告というか、患者にとって、やはり拠点病院、専門病院、また各医院、かかりつけ医の中でのアレルギー科というような標榜が出てまいりまして、非常にわかりにくいというのですか。

要するに広告の以前の問題として、そういったことが混在してくるということになりますと、実際、どういったところにかかっているのか。実際かかりつけ医の中で自分たちはどういうふうな指導を受けるのか。どういう形で、要するに紹介されるのかという

ようなことは、例えば、こういったものを適切に説明するようなものがやはり必要だろうというふうに思います。

もう1点は、広告ではないのですが、この件について、拠点病院を2つ選んだ。なぜ2つ選んだのかというような説明ですよね。そういったようなのがほしいのと、やはり拠点病院、専門病院において、また地域における医療連携において、ネットワーク化というのは非常に重要だろうと思うのです。そうでないと、やはり決めても何も生きてこないだろうというふうに思われますので。そのネットワーク、いわゆる別にアレルギーにかかわらず医療連携ネットワークというものにつきましては、かなり前から検討されておりますけれども、なかなか思うような結果が出てないと。そういう中で、東京都独自の考え方や、東京都独自の特異性というようなものを踏まえた中で、何か御示唆いただくようなことがあれば教えていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○岩田委員長 ありがとうございます。

一つは、どうして拠点病院が2つなのかということと、いろいろな標榜科との兼ね合いで、ある意味患者さん側が混乱する可能性があるので、内容がよく分かるようにという御指摘。プラスネットワークの構築は、今後非常に必要だろうと。そのような御指摘だったと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。今、このような計画ですとか、こういう経緯でしたとかいうことで、お答えできるところがあれば、よろしく願いいたします。

○堂菌環境保健事業担当課長 それでは、まず拠点病院と専門病院の件ですけれども、専門病院、基本的に東京の場合、国で定めております都道府県に1、2カ所というようなことではまずこれだけたくさん患者さんがいらっしゃると思われる東京ではなかなか、逆に集中化を招いてしまうということもあわせて、きちんとした専門性を持ったところに分担をしていただいたほうが良いだろうということがございます。

それからあと、実際にアレルギーの専門医、特に拠点病院の役割として、診断困難な症例ですとか重症難治の方を診ていただくという意味では、高い専門性が求められるということもございますので、そんなにたくさんの病院が5領域全部をそろえているということはなかなか難しいと思っております。逆に内科なら内科ということで得意な分野がおありになる病院もたくさんございます。それぞれ連携し合いながらという形で患者さん、都全体にいらっしゃる患者さんを支えていくというような形で医療提供体制を組んだほうが良いであろうということで、このような形で、2種の病院を設定させていただいたということでございます。

次に表示、拠点病院、専門病院の表示の問題でございますが、これもやっとな今回、手続に基づいて拠点病院、専門病院を指定させていただくことになりましたので、先ほど資料3のほうでも御説明いたしましたけれども、拠点病院等連絡会、いわゆる拠点病院と専門病院、国の中心拠点病院、それから東京都医師会、いわゆるかかりつけ医の代表

になる方とかで構成する連絡会をもちまして、どのような形で、東京アレルギー情報 n a v i . に掲載すれば患者さんにわかりやすいのか。あと、かかりつけの先生が紹介するときにはわかりやすいのか。

というようなことを、きちんと検討しまして、それからナビに情報を載せたいというふうに考えております。

また、この委員会、また検討部会等もございますので、そちらでも、もう少し詰まってきましたらお諮りさせていただいて、また御意見をいただければというふうに思っております。

○岩田委員長 いかがでしょうか。

○武川委員 ありがとうございます。私らは東京都がなぜ多いのかという意味合いじゃなくて、もっと多くてもいいんじゃないかというような意味合いで、1,000万都市東京が1、2カ所、当然ながら少ないですし、また成人だけでも2施設、西部入れて小児で2施設ということになりますと、かなり幅広くやっっていかなければいけない中で、本当にそういった中で大丈夫かなということと、その地域性とかですね、そういうふうないろんなことも含めた中でお考えになっているのか。もちろん専門の資質とか、そういったものもありますけれども。そんなことを考えたときに、どうかなというふうに思われたことと。

もう一つ、なぜ眼科が入らなかったのかよくわからないのですけれども、私どもの相談の中で、やっぱりアトピー性皮膚炎において、アトピー白内障というものが非常に重要な問題になっておりますし、また、埼玉県地区においても、やはりなかなか一般的なアトピー性皮膚炎の方の白内障手術というものは、一般的に知らない先生においてでは、非常にリスクが高いというふうにお聞きしております。

今週また、私ども交流会を行うのですけれども、その方で、1人、アトピー白内障によって失明された方が今回まいります。そういったことを考えましてもですね、やはりそういったアトピー白内障に対する啓発活動、また診療というものを考えた場合に、その場合はどこに行ったらいいのかということがわからないようでは困りますので、今回はよろしいのですけれども、この先御検討いただきながら、御指定等、いろんな形で御指導いただければというふうに考えております。

以上です。

○岩田委員長 ありがとうございます。

そのほか、はい、どうぞ。

○栗山委員 これって、お話いただいたのかもしれない、聞き落としたのかもしれないですけど、エントリーでしょうか。手を挙げて、この病院になってもいいよと言ってくださった方を選定しているのでしょうか。それともお願いをしてやってもらっているのでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 先ほどスケジュールのほうでさらっと御説明してしまった

のですが、公募、手挙げ制です。私どもで説明会で事前に要件を示しまして、公募をして募集、応募していただいて決めております。

○栗山委員 それで東京都としてはインセンティブとかあるのでしょうか。結構大変ですよ。

あまりアレルギー科って、そういう言い方をしてはいけないのかもしれないのですが、病院経営にはあまり寄与しないと。そのためになかなかそこに力を入れるということが、アレルギー科と標榜している先生方にちょっとおつらいというような話を漏れ承ったことがあるので、多分拠点病院の連絡会なんかでお聞きになる話なので、私のような立場の者が言うものではないのですけれども、やっぱりすごい数の患者をこれだけで診ていただくというのは、すごく大変なことで、本当に皆さんおっしゃってられるように、もっともっと本当は欲しいのですが、そこまで言うてはいけないのでしょうか。

○岩田委員長 どうぞ。

○大久保委員 今の議論なのですけれども、まずアレルギー学会の専門病院を選定施設にしたということで、眼科とかアレルギー学会、非常に少ないんですよ。それとアレルギー学会とかアレルギー専門医自身が基盤学会とかの内科、耳鼻科、皮膚科、眼科、その上に乗っかるものであって、あまりとらなくても実際には診療には困らないというのが実情なので、眼科の専門医の先生方から今回、手挙げできるかということ、条件はやっぱり厳しかったんだというふうに思います。うちも、全科診療、アレルギーをしていますけれども、皮膚科と耳鼻科だけだったのが、アレルギー診療施設としてのアレルギー学会に、そういう申請をしているかだけの話ですので、今回の選び方が本当に適正だったかどうか、数の面でもですね。それは東京都で何らかの公平感を出して欲しいという形もないと、都民に対してのプラスは非常に少ないというのは僕も、患者さんの立場からすると、そう思っています。何が公平かというのが非常になくて、多分、今回、一定の条件を設けて、拠点病院、専門病院を選んだと思うんですけども、非常に難しいところだと思います。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○村山委員 この拠点病院と専門病院の指定なんですけれども、これ外部から見たら、特にマスコミとか、それからお子さんを抱えている方から見たら、東京都が行う格付に見えちゃうはずなんです。すごく真面目に議論をやっているんですが、実際、外から、多分報道されるとき、公表したときに、これは東京都がやった格付になります。格付になったとき、どうなるかということ、東京都が選んだいい病院ということになるんです。確かにいい病院なんだけど、そうしたら皆さん、ここへ行きますよね。

だけど、本当はネットワークができ上がってないところで、専門病院とか拠点病院ができ上がっちゃったら、どういう経路で行くのか、そのかかりつけの医者を通り越して行っちゃう、これしかないわけじゃないですか、大混乱起きないですか。

はっきり言って、日本のマスコミは絶対、これは格付でやりますよ。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○栗山委員 私たちから言ったら、格付大歓迎。

格付っていったらおかしいですけど、やっぱりきちんと見てくださる病院と、そうじゃないところをはっきり区別していただかないと、何年も何十年もつらい思いで治療もある、あるいは完治までいかななくてもコントロールができる、そういうガイドラインができていて、そういう疾患でありながら、昔のままの治療、根拠によらない治療によって何年も苦しんでいる患者がいるのが現状です。私は、ここまでして下さったことに感謝こそすれ、ほかの思いはございません。

もし、マスコミがこれを格付というのであれば、格付ではなく、ガイドラインという根拠に基づいた適切な治療を、アレルギー学会で勉強して下さっている方がやっていただけの病院ということ、私たちの立場から、あるいはこの検討会にいらっしゃる皆様から、ぜひぜひお伝えいただきたいと思います。

○村山委員 中身はそのとおりなんです。ただ外部から見たときに、これは東京都が行った格付に見えてしまうから、最初から、そのときに、どういうことが起きるか。

地域の医療機関、個人病院とか個々の開業医とかの、ある程度ネットワークができていて、その中から重症の患者さんを送り込むというネットワーク、まだ存在しないわけです。そこで拠点病院だけ、いい病院だけが発表されたら困っている患者さん、みんな、そこへ行きますよね。

その部分を、それはいいことなんです。この拠点病院、専門病院で、そこで処理できれば、診療できればいいんだけど、みんなが拠点病院と専門病院に押しかけるという事態に、ネットワークができる前だったら、そうなっちゃうんじゃないんですかということ、を心配しているわけです。

○栗山委員 それぐらいアレルギー治療はピンからキリまでであるということで、本当に御心配はごもっともだと思いますので、今後、そのようなルート、連携ができて、本当に私たちは開業の先生に、何ていうか普通の、もう今、治療法や何かはわかっているものは、そちらの先生に診ていただきたい。そのほうが私たちだって、すごく利便性はいいんです。ここに出ているような大学病院やら大きい病院やら、行くことを考えると、それだけで気が重くなるぐらいなんで、そちらのほうを充実していただきたいと思います。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○赤澤委員 ここにある病院の中で、直接かけられる病院というのは本当に限られていて、同愛と複十字ぐらい。あとはみんな高度医療とかやっていますので、紹介型になっているんです。

そうすると、既にその中で医療連携室があって、地域とのネットワークはアレルギーは既にでき上がっているところがほとんどですので、周りの病院も地域の先生方でちょっと困ったのを紹介でききちんと来ていただいているという形はできていますので、押し

寄せるということは、そういうのはできない状態で、こういうのが見えてきたということで、とりあえずアレルギー科というちょっと困った標榜科が何十年も前にできてしまったもので、その後はアレルギー専門医制度ができて、今回こういうのができて、何となくそういう流れができて、見えるようになったのかなと私のほうは思っております。

ネットワーク、確かにこれからアレルギーのものもできますけれども、既にできている地域連携の仕組みがあったので、それほど混乱することはないのかなというふうには思います。

○岩田委員長 その点につきまして、いかがですか、大田先生、いかがですか。

○大田副委員長 私自身は、国立病院機構東京病院でも仕事をしましたけど、そこ自体もウォークインで診る体制にはあるんですが。

ただ最近、いろいろなところで頼まれたところ2カ所、クリニックの外の病院でもやってみてわかったんですけども、患者さんというのは自分のある程度疾患の重症度を認識しながら、しかも通いやすいところ、つまり自分が仕事に支障のない範囲で時間を使うという、そういう知恵をかなり持っておられまして、本当に難中している方が、やはりこういった指定された、標識のついたところが明確になれば、そこで診てもらおうということを考えられているんじゃないかなというのを非常に強く痛感しております。

ですから、自分が今までかなり難治性の方をたくさん診させていただいていたんですけども、世の中はそうではなくて、もっともっと軽い方というのは、やはり自分たちの生活の中で、自分の利便性も考慮しながら、そして結果が出てれば、そこからわざわざ移って殺到するということは、実際の社会では起きないというふうに、私は認識できております。

○岩田委員長 ありがとうございます。

非常に貴重な御意見、御指摘であったと思いますし、恐らく都のほうも、今後のより具体的な目に見えるネットワークを視野に入れておられるのかなと想像しております。

先ほどの御質問の中で、出ましたインセンティブということにつきましては、改めていかがでしょうか。

○高橋健康安全部長 インセンティブというお話がありました。これから、まず第一歩で指定して、また連絡会。まだ連絡会もまだ開いていません。というか正式に指定ということもしていませんので、まず第一歩をさせていただいて、連絡会でまたいろいろな各病院の方からのいろいろな御意見をいただいて、今後どうしたらアレルギーの診療が適正に、スムーズに行われるようになっていくのか、ネットワークをスムーズにしていくなには、どういう我々から働きかけをすればいいのかということは、これから皆さんの御意見などを聞きながら詰めていきたいと思っております。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○赤澤委員

拠点病院にしても、この4病院だけしか存在しないものなのか、あるいはもう少し本当はあって、何か足りないところがあったのかとか、専門病院にしても、もっと実はあるけど、ここを改善すればできそうだという可能性なんかも、この委員会の中では知っていたほうがいいのかなどというふうに思ったんですが。

○岩田委員長 いかがでしょうか、そのあたり。

確かに平易に考えますと、個別の病院名を出すわけじゃありませんので、例えば10応募されて、拠点については今4になったとか、専門も20応募されて13になった、それぐらいはいかがでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長

まず、全部で20病院から御申請をいただいております。拠点病院につきましては8病院ですね、あと専門病院につきましては12病院。

○岩田委員長 ということでございます。

○堂菌環境保健事業担当課長 病院数を申し上げたんですが、拠点病院と専門病院は何かね、両方に手を挙げることができますので、それで申請数が合わないと思われたと思うんですけども、そのような申請数になっております。

○岩田委員長 駒瀬委員、どうぞ。

○駒瀬委員 ありがとうございます。これは、将来的に例えば増やしたりとか、場合によっては専門医がいなくなってしまうので見直したりとか、何年で変わるとか、そういうのはあるんですか。

○堂菌環境保健事業担当課長 まず、一つ目なんですけれども、部会での御意見をいただいていますように、この委員会でも先ほど御意見いただいています、まだまだ増やしていきたいと思っておりますので、今後も公募をかけていきたいというふうに思っております。

○駒瀬委員 それから、あと専門医のいなくなってしまう病院に、見直しということが。

○堂菌環境保健事業担当課長 先ほど説明を省いてしまいましたけれども、要綱等に定めております。基本的には指定の期間は5年ということになっております。

ただ、先ほどもちょっとお話いたしましたとおり、5年といっても長いので、毎年、基本的には診療実績等につきましては御報告をいただくという義務というかお願いをしておりますので、毎年、基本的には実績を報告いただくということで考えております。

○駒瀬委員 公募と言われたんですけど、公募の方法ですが、アレルギーの専門医がいる病院には、こういうことがありますよということをちゃんと伝えているんでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 今回、公募をするに当たりまして、都内で大体60施設ぐらい、どこか1科でもアレルギー専門医教育研修施設に認定されているところには御連絡をさせていただきました。お知らせしないと公募をしているかどうかわからないと思いますので、事前に御連絡をさせていただきました。

○駒瀬委員 ありがとうございます。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○武川委員 いろいろとありがとうございます。

ただいまの検討委員会で、これから検討していくということですが、そこには、いわゆる医療を受ける側の患者側委員とか住民とか、そういった方々は入っているのでしょうか。

もう一つは、先ほど来、いろいろ選び方の形がありますけれども、こういった形の中で医療計画、いわゆるアレルギー計画に関して地域の、国としての支援をするというふうに言っておりますが、その予算的な問題が、国の支援との問題での関係があるのでしょうか。

その2点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○堂菌環境保健事業担当課長 この検討委員会、まさに患者団体の委員の方に入っておりますけど、検討部会のほうは今、そういう方はメンバーには入っておりません。

二つ目なんですけれども、この拠点病院に対して国のほうから出る予算というのでしょうか、というのは拠点病院にやっていただく、例えば先ほど大きな役割としてありました人材育成に関しての研修とかございますが、こちらについては東京都の予算でも負担いたしますが、国の予算を合わせまして、拠点病院には実施に関しての費用をお支払いするというのでやらせていただきたいというふうに考えております。

○武川委員 一つは国の支援とは関係なく、都のほうで独自に、そういったことは決められるという形で、経済的な問題とか、あまり影響はないということですね。

もう一つ、私申し上げました検討部会というんですか、そういったところにきょうのお話を聞いても、やはり患者側の実態というんですか、要するにどう使うのかということ、非常に問題というか非常に大事なことだろうというふうに思うんです。こういったことに関して、医療消費者、患者、そういった者の意見を最大限聞くべきだというふうに理解しておりますので、そういったことを今後は入れていただければというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

先ほどちょっとお話がありました予算なんですけれども、基本的には国からも出る予算と、都の予算を合わせて実際にはやらせていただくというふうに考えております。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○栗山委員 何て言ったらいいんでしょう。指定されなかった病院に関しては、その理由というのは開示してというか、通達してくださるのでしょうか。増やしたいという、増やしていただきたいという私どもの気持ちからいっても、足りないところを補えばいいという、その足りないところを見えるかして、示して差し上げてほしいなというふう

に思いました。

○堂菌環境保健事業担当課長 実は今回、いわゆる決めました要件の、例えば先ほど言った常勤の指導医がいないとか、そういうような要件で残念ながらというところがほとんどだったものですから、その辺ははっきりお示しすれば、お分かりいただけると思いますので、個々の病院に対して対応させていただきたいというふうに思っております。

○栗山委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

○岩田委員長 大変議論は尽きないと思うんですけども。

最後に、先ほど皆様方の御了承を得ようというところで、本格的な御了承を得る手前で議論が活発化しましたが、広告ということにつきましては、広告をするということではいかがでしょうか。

○山口委員 東海大八王子病院の山口ですが。

私は、ちょっといろいろとあるんですけども、まず、この一番大きい目的は、アレルギー疾患に対しての医療の均てん化、高レベル、ハイレベルでの均てん化だと思います。それが一番患者のためになるということなので。

ですから私、イメージ的には東京都を三つか四つに地域を分けて、それぞれのところに拠点病院をつかって、それから準拠点のような感じのネットワークをつかって、幅広い医療の提供とレベルアップを図るべきだと思っています。アレルギー疾患は、御存じのとおり慢性疾患でもあり急性疾患でもあるので、患者さんの利便性が一番大事だと思いますから、遠いところに、ここがいいよというようなことを示してもあまり役に立たないと思うんです。ですから、何となくイメージ的にどうかなという。

先ほどの応募件数、拝見して、ちょっと少ないなと思ひまして。どういうふうにするばいいのかなというのが本当にあるんですが、結局いかに地域の医療を高めるか、アレルギーに対して高めるかというのをとにかく主眼に置いた形をとらないといけないと思うんですけど、私のところがいいよみたいなだけを宣伝するようなところは、ちょっと変なので。

ですから、これを公告するときにも、先ほど指導医が少ないとおっしゃいましたが、東京都として現在のアレルギー指導医、もちろん同意が必要ですけども、それがいる病院も一緒に出すとか、そういうような形もとったほうがいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 指導医の在籍につきましては、まさに要件になっておりますので、この拠点病院、専門病院に指定されているところについては、在籍しているということになります。

○山口委員 ですから、応募しないところにもいるのではないかと。応募していないところには、みんないないんですか。

○赤澤委員 指導医というのは、あくまでもアレルギー学会の教育認定者数であって、患者さんに直接、それを示すものではないんです。

ですからアレルギー専門医は、ちゃんとアレルギー学会で調べられるようになっていて、アレルギーnavi.でも出ていますので、そのレベルのところは、そこでいいんじゃないんでしょうか、指導医は出さないほうが、逆に混乱するのでは。

○山口委員 私、前から言っているように、要するに専門医をもっている、指導医をもっている、実はとんでもない者はいるので、そこが一番問題だというふうなことを毎回発言させていただいています。

ただ、一つの基準であるということだったので。今回の選択の基準が指導医ということをおっしゃっていたので、でしたらば東京都として指導医がいる、常勤しているところはこういったところですよというのを一緒に出してあげたほうが、患者さんにとってはメリットがあるかなと思ったんですが、そこは赤澤先生がおっしゃるとおりで、いろんな情報で見られますけれども、やっぱり患者さんは簡単に情報を得たいと思います。いい情報を得たいと思っているので、そのところを加味したほうがいいかもしれません。

今回、指導医を入れたほうがいいということを強く言っているわけではございません。

○堂菌環境保健事業担当課長 一応、アレルギー情報navi.では、先ほど赤澤委員がおっしゃって下さったように、日本アレルギー学会の専門医を検索できる画面にリンクで飛べるようになっていまして、そこに検索していただくと分かるんですが、専門医の先生、指導医の先生、両方とも名前が載ってまして、指導医の先生には表にマーキングがついております。どの先生が指導医で、どの先生が専門医かということが分かるようになっております。

○山口委員 ネットですから、検索すれば幾らでも情報は出るんですけども。とにかく今回、これを出すということになれば、これはかなりインパクトは強くなるので、ここで同じような画面で見られるような感じも、一つの考えではないかなというふうに思っただけです。

○岩田委員長 多分、医療を受ける側からしますと突然東京都は拠点病院、専門病院を決めましたというアナウンスだけじゃなくて、国の施策にのっとって、こういう流れの中で拠点病院、専門病院を一応決めましたと、そういう背景の説明をつけて、プラス今後はこうしたいみたいな、アナウンスメントをつけながら発表するというのはいかがでしょう。

○高橋健康安全部長 御意見ありがとうございます。公表する仕方については、きょう伺った意見も含めて、考えていきたいと思えます。

ただ、岩田先生がおっしゃったように、これは国の医療体制というところから流れがありますので、また、そういったところをホームページに私どもは載せていますので、そういう流れで、公表はしていくというふうにしたいと思えます。

○岩田委員長 最後に、どうぞ。

○武川委員 先ほど大久保先生がいろいろお話されていたように、我々とすれば、拠点

病院、専門病院というふうな形はそれでよろしいんですけども、その下につながるサテライト開業医というんですか、サテライト病院とか、いわゆる専門医がいる病院だけでも、ここには指定されていない。そういうふうなネットワークということまで説明をいただくと、自分の近くの先生が専門医であって、何かあったときには、こういった専門病院とか拠点病院に連絡してくれるなり、しっかり診てくれるんだなというイメージがわくような形に、ぜひ御検討いただければというふうに考えております。

以上です。

○**岩田委員長** ありがとうございます。それでは、大分時間が押しておりますので、次の議題に移らせていただきます。

次は議題の3で、アレルギー疾患に関する3歳児全都調査、施設調査についてでございます。説明をお願いいたします。

○**堂菌環境保健事業担当課長** 資料の11番をお開けいただきたいと思います。

それと、その前に訂正をさせていただきます。先ほど計画の施策の取組状況（資料2）の中で、施策の柱の2番のところの表題に誤りがございました。こちらについては、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備ということで、医療提供体制を中心にした柱というふうになっておりますので、訂正申し上げたいと思います。おわびいたします。

○**岩田委員長** 施策の柱の2番。

○**堂菌環境保健事業担当課長** すみません、ファイル一覧のところから資料2をご覧いただいて、資料2の8ページに施策の柱の2というタイトルがございます。ここが1と全く同じものになっておりまして、申し訳ございません。

以上でございます。失礼いたしました。

では、資料11のほうの御説明に移ります。5年に1度の東京都の調査でございます。3歳児全都調査と、あと施設調査ということで、こちらに概要を示させていただいております。例年と大きく内容などについては変わりはありませんが、3歳児全都調査については31年10月を予定しております。こちらについては、今までとちょっと違うところはウェブでの回答というのを新たに取り入れまして、回収率を上げていきたいというふうに思っております。

それからアレルギー疾患に関する施設調査のほうにつきましては、31年9月の実施を予定しております。こちらも昨年度も72.2%の回収率ということで、関心も協力度も高いような調査になっておりますので、引き続き行っていきたいというふうに思っています。

なお、具体的な内容につきましては今後、アレルギー疾患対策検討部会のほうで具体的な内容、実施方法について、専門の先生たちに御意見いただきながら検討していきたいと思っておりますので、適宜、こちらの委員会のほうにも御報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○岩田委員長 ありがとうございます。

ただいま3歳児健診に伴う従来から行っている全都調査と施設調査、概要を御説明いただきましたけれども、何か質問等ございますか。今回は、今後やりますよというアナウンスメントではありますが、何か御質問ございましたら、お一人ぐらい。

赤澤先生、どうぞ。

○赤澤委員 すみません、私ばかりしゃべっていて。

前回の委員会でもお話しはしていますけども、こういう医療政策、こういった細則を立てるのに疫学調査というのが非常に大事で、何を根拠に医療対策をするのかという非常に大事なデータなわけです。けども、なかなかそういういいデータを持っていない。東京都は本当に3歳児も何回かやってきて、この年齢に関しては、ある程度データは出てきて、最近の動向はぜんそく、アトピーが減ってきて、食アレ、花粉症が3歳児でもふえていると。これは貴重なデータで、全国的にもそんなにないわけです。

これに基づいて、ここでいろいろな議論がされているわけで。じゃあ、小学校、高校生の上の年齢、大人はどうなのかというと、ろくなデータと言ったら失礼ですけどもありません。文科省が学校保健統計調査とかやっていますが、あれも本当に抽出でやっていますので、どれだけの人数が東京都の数を反映しているか、さっぱりわからない。傾向としては分かるんですけども、昔からやっている調査なので、内容的には一体今、どんな医療がされているのか、どのくらいQOLが保たれているとか、そこまでは調査してないんです。

これから必要なのは、本当にきちんとしたデータに基づいて東京都はやっているかどうか、これだけお金の体制つくって、お金をかけて、誰を対象にやるんだという話になってしまいますので。3歳児はいいとして、小学校、中学校、本当に学校が教育委員会をこの中に巻き込んで調査をしていただかなくちゃいけないわけですけども、今、文科省に調査をお願いすると、もう学校の先生方は調査が一番大変だと、トップに来るんです。それが働き方改革の一番トップの負担感のところに出てきちゃうんです。それで文科省に、今回も全国調査をお願いしますと言ったら、厚労省から頼んでも断られたんです。文科省からは通達文は出せませんと断られたんです。厚労省から言ったんですよ、昔は出してくれたんです。

そういう状況なので、少なくとも東京都は教育委員会と協力して、そういう調査を5年に1回とかきちんとやって、子供たちがどんな状況なのかという調査する仕組みをつくっていかないと、目的が何なのかはっきりしなくなってしまう。

また、大人に関しては本当にデータがないんです。東京都どうするか考えていかないと、都民をどうやって反映したサンプリング数、厚労省も散々大変ですが、いかに上手にやるか。東京都の職員を対象にして、東京に住んでいる東京都職員だったら数万人ぐらいいるわけですから、そういう人に協力して検診のときに組み込むとか、いろ

いろなことを考えていかないと対象が見えなくなってしまうし、何が必要かということを見えるようにしていかななくちゃいけないので。それをこの中に、施策の中に調査というのを書いてないですよ。ただども法律と厚労省が言っている、医療体制の連絡協議会の中ではやりなさいと、調査研究というのをやりなさいと書いているわけです。そこをどういうふうにやっていくかということは今後考えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○岩田委員長 栗山委員。

○栗山委員 今、お話にあったように、アレルギー協議会という、先生方やいろいろな専門分野の方と患者とか市民とかというのを入れるのが協議会の、一応設置になっているので、この部会というのは入っていないというふうに。さっき言ったのは、この部会のことですよ、違いますか。

○堂菌環境保健事業担当課長 その協議会の役割を果たしているというか、担っているのはこの検討委員会です。

○栗山委員 これは、それより何ていうか、もっと専門的なのというか、なのだと思いますけれども、この部会のアンケートというか調査に対する項目の中に。患者が気がつく患者視点、あるいは市民視点、医療を受ける側の人間の気がつくところがあるかもしれないので、先ほども言っていたいただきましたが、ぜひ御検討いただきたいと申ひます。

ここと全然、人選は重ならなくっていいと申ひますので。

○岩田委員長 ありがとうございます。

今後、調査についても、全く同じやり方をただ5年ごとにやるというのではなくて、プラスアルファの視点も加えていってはいかがというようにことに集約されるかと思ひますけれども、そのあたり、よろしくお願ひいたします。

予定の時間が15分近く伸びておりますが、いかがでしょうか、全体的に振り返られて、何か御質問、御意見が申ひありましたら、少しお受けしたいと申ひます。いかがですか。

○駒瀬委員 きょう、このタブレットになってすごく見やすく、あれなんですけれども。

さっき私申ひたアレルギー情報navi. ですか、ここで自分のスマホで見ようとしたら全然つながらないので、できれば資料のほうから、タブレットから見られるとか、ちょっと見たいなというときもあるし、帰ると見ることを忘れてしまうので、そういうのがあるといいなと、ちょっと申ひたので、お願ひできればと思ひます。

○河野環境保健衛生課課長代理 この会議のシステムについて御説明させていただきます。

このシステムはインターネットにつながらないクローズドのシステムでございます。本日、申し訳ございません、御用意することができませんでした。今後の会議の際には、何か様子が見られる物、ちょっと考えていきたいと思ひます。今回は準備が足

りなくて、申し訳ございませんでした。

○岩田委員長 よろしいでしょうか。

○堂菌環境保健事業担当課長 実は、先ほどお帰りになった樺田先生がほかの御用事があって早く退席しますのでということで託していかれた御意見がありまして、すみません、御紹介させていただいてもいいですか。

先ほど資料の2の施策の5に関するものでございます。ページでいいますと6ページ、いわゆる受動喫煙対策についてということで、ちょっと読み上げさせていただきます。

加熱式たばこの流行が広がっていますが、メーカー側が有害性は低いとうたって販売しているため、利用者が従来であればベランダ、あるいは換気扇下などで喫煙している者がリビング等で子供や家族の前で使用する者が広がっているところもあります。改めて注意喚起をしていただければと思います。通常のたばこと同様の対策が必要かどうかという御意見をちょうだいしております。

御紹介させていただきました。

○岩田委員長 ありがとうございます。かなりいろんなデータも出つつあると思いますので、そのあたり最新の情報を踏まえて、対策を立てていただければと思います。

○栗山委員 お礼と言ったら何ですけれども、n a v i . というのは結構見やすく、リンクも張られていて、何か今後に期待できる状況なので、ますますの充実をしていただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

○岩田委員長 ありがとうございます。

それでは、議題等々完了したということで、以後の進行は事務局にお返ししたいと思います。

○堂菌環境保健事業担当課長 岩田委員長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては大変貴重な御意見を多数ちょうだいいたしまして、どうもありがとうございました。いただきました御意見をもとに今後、都のアレルギー疾患対策の検討を進めてまいりますので、どうぞ引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の検討委員会を閉会とさせていただきます。

御連絡だけさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、次年度の予定なんですけれども、この会議につきましては年間2回を予定しております。本日も報告させていただきましたが、計画の進捗状況ですとか、あと医療提供体制については、まだまだ御意見をいただきたいと思っておりますので、取り組み状況を御報告させていただきたいと思っております。

また、先ほどの調査の実施も予定しておりますので、御報告をさせていただきたいと考えております。

また、議事録につきましては後日、改めて委員の皆様为本日の議事録を御確認いただきまして、その後、ホームページのほうに資料とともに公表させていただく予定でございます。

いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は本当にお忙しい中、時間も押してしまいまして、申し訳ございませんでした。

本日はありがとうございました。

(午後 4時11分 閉会)